

平成22年度第1回青森県後期高齢者医療広域連合運営懇談会 におけるご質問等に対する回答について

青森県後期高齢者医療広域連合

平成22年度第1回青森県後期高齢者医療広域連合運営懇談会(平成22年10月4日開催)において委員の皆様からの預かりとなっておりましたご質問等に対する回答については、以下のとおりであります。

ご質問等の項目

平成21年度の被保険者一人当たりの保険料額39,975円の均等割額及び所得割額の構成額について

回 答

平成21年度の確定賦課における均等割額に係る算出保険料総額70億9627万円から均等割軽減額総額を差し引いた、均等割軽減後の算出保険料総額は33億126万円となるものです。

また、所得割額に係る算出保険料総額44億2635万円から限度超過額総額及び所得割軽減額総額を差し引いた、所得割軽減後の算出保険料総額は42億4872万円となるものです。

この均等割軽減後の算出保険料総額と所得割軽減後の算出保険料総額の比率を求め、平成21年度の被保険者一人当たりの保険料額39,975円に当てはめると、その構成額は均等割額分が17,481円、所得割額分が22,494円となるものであります。